

2022年10月3日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

1. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額883円に～
2. 10月の「年次有給休暇取得促進期間」について
3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。
4. 就業環境の整備・改善に向けた、皆さまの取組を専門家がお手伝いします。
5. 産業医及び産業保健スタッフ向け研修会「産業保健と法」のお知らせ！
6. 中小企業が利用できる退職金制度があります
7. 「母性健康管理研修会」のご案内について

1. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額883円に～

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和4年10月1日から30円引き上げられ、883円に改正されました。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

2. 10月の「年次有給休暇取得促進期間」について

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に

資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）

3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすための「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催のほか、過労死等を防止するための重要性について関心と理解を深める取組を行っています。

宮城県内で行われるシンポジウム、過重労働解消相談ダイヤル、セミナー（オンライン開催）については、次のとおりです。

過労死等を防止するため、経営トップをはじめとした皆さまの積極的な取組をお願いいたします。

◆過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 11月4日（月）13:30～15:30

会場 フォレスト仙台 2階 フォレストホール
（仙台市青葉区柏木1丁目2-45）

※事前申込が必要です。（参加無料）

●申込先

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushiympo>

◆過重労働相談受付集中週間

過重労働をはじめとした労働基準関係法令違反が疑われる相談を積極的に受付します。

日時 11月1日（火）から11月5日（土）

◆過重労働解消相談ダイヤル

過重労働をはじめとした労働条件全般にわたっての相談に対応します。

日 時 11月5日（土）9:00～17:00

電 話 0120-794-713

◆過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施しています。（無料でどなたでも参加できます。）

日 時 令和4年9月から12月

実施方法 オンライン開催

●専用ホームページ <https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com>

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

4. 就業環境の整備・改善に向けた、皆さまの取組を専門家がお手伝いします。

厚生労働省では、起業から概ね5年以内の皆さまを対象に、委託事業として専門家によるさまざまな取組を行っています。

宮城県内で受講できるセミナーについては、次のとおりです。

働きやすい就業環境の整備のために、あるいは、より良い就業環境を構築することで人材の呼び込み・定着を図るため、経営トップをはじめとした皆さまの積極的な取組をお願いいたします。

◆就業環境整備・改善支援セミナー

「やさしく分かりやすく」を基本に編集制作されたセミナーテキストのほか、労務管理に関する資料集、判例集も提供し、基本的な労務管理について専門家が解説します。（無料でどなたでも参加できます。）

また、ご希望に応じて、専門家が訪問して個別にご相談をお伺いし、お手伝いすることも可能です。（2回まで無料でお手伝いします。）

セミナー日時 令和4年8月から令和5年1月

実施方法 オンライン開催

●専用ホームページ
<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminar.html>

◆労働契約等解説セミナー

皆さまと雇用される方をつなぐ「労働契約」を中心に、基本的な事項を専門家がわかりやすく解説します。（無料でどなたでも参加できます。）

宮城県内における開催は次のとおりですが、このほか、オンラインでも開催します。

<現地開催>

日 時 11月18日（金）13:00～15:40

会 場 フォレスト仙台 7階 会議室
（仙台市青葉区柏木1丁目2-45）

※事前申込が必要です。（参加無料）

<オンライン開催>

セミナー日時 令和4年9月から令和5年3月

●申込先

<http://www.langate.co.jp/rule2022/index.html>

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

5. 産業医及び産業保健スタッフ向け研修会「産業保健と法」のお知らせ！

宮城産業保健総合支援センターが開催する、産業医、産業医以外の医師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会「産業保健と法」がHPにアップされています。以下のリンク先をご確認ください。

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/new/4591>

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

● 宮城産業保健総合支援センター

仙台市青葉区中央4-6-1 SS30（15階）

電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp>

6. 中小企業が利用できる退職金制度があります

退職金制度があると、退職後の生活を心配することなく安心して働くことができることから、従業員のやる気につながり、人材定着の効果が期待できます。

「中小企業退職金共済制度（中退共）」は、中小企業のための国の退職金制度です。

外部積立型なので管理も簡単ですし、国が掛金の一部を助成するほか、税法上の優遇が受けられます。退職金制度の新設・拡充に中退共をご活用ください。

- パートタイマーや家族従業員も加入できます。
- 新規加入や掛金の増額の場合、掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税で手数料もかかりません。
- 会社合併等の場合の資産移換にも対応します。

○建設業・清酒製造業・林業といった特定業種退職金共済制度の運営も行っています。

【お問合せ先】 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 (03-6907-1234)
<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

7. 「母性健康管理研修会」のご案内について

厚生労働省より委託している女性労働協会では、女性労働者が妊娠中又は出産後も安心して働き続けられる職場環境を整備するため、職場における母性健康管理の推進を目的とした「母性健康管理研修会」を開催いたします。(オンライン開催)

- 開催日○
- 第1回：令和4年10月20日（木）
- 第2回：令和4年11月17日（木）
- 第3回：令和4年12月9日（金）

研修会についての詳細
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】
一般社団法人 女性労働協会
母性健康管理推進支援事業担当
TEL：03-3456-4410
FAX：03-3456-4420